

一般調査報告書

平成 20 年 2 月 10 日
上海産業情報センター
駐在員 吉田真樹

ベトナムレポート（第 1 回）「投資に沸くベトナムを訪問して」 ～自治体国際化協会 ベトナム地域連携促進プログラムに参加して～

2008 年 1 月 21 日から、自治体国際化協会が主催する「ベトナム地域連携促進プログラム」に参加した。ベトナム首都のハノイからホーチミンまで約 1 週間の行程で、ベトナム政府や企業、進出した日系企業と意見交換や情報収集を行い、工業開発地区などの実情を現地において調査した。その結果を 2 回にわたって報告する。

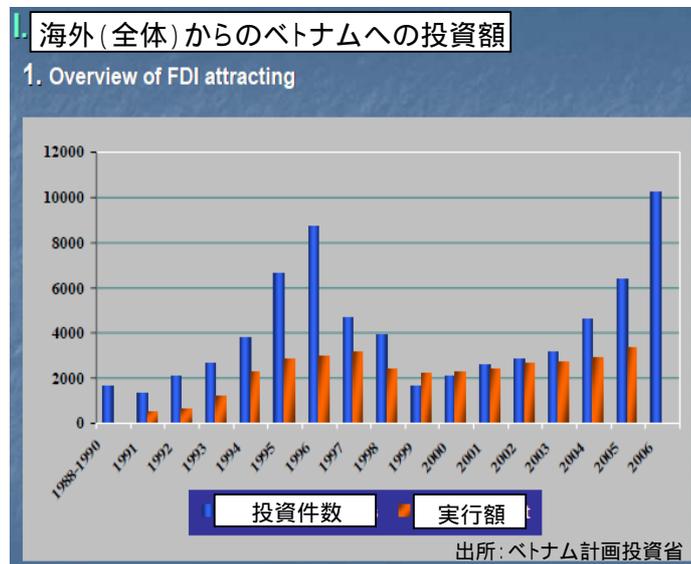


第 1 回は第 2 次投資ブームに沸くベトナムの実情を、統計数量と法律や行政など制度的な観点から報告する。第 2 回は進出した日系企業の活動状況などをレポートし、ベトナムの投資環境や投資メリットなどを報告する。

1、 始まった第 2 次ベトナム投資ブーム

海外からのベトナムへの投資拡大が始まった。1990 年代後半のアジア通貨危機などの影響を受けた落ち込みから一転し、2004 年以降、海外からのベトナム投資は大幅に伸び、2005 年の投資額は対前年比 59% 増の 68.4 億ドル、2006 年は対前年比 49% 増の 102 億ドル、となり、アジア通貨危機前の 1996 年を上回る過去最高額を記録した。

また 2007 年も引き続き前年比 200% と大きな伸びは続き、投資額は約 200 億ドルに達すると予測されている（ベトナム計画投資省・外国投資庁市川シニアアドバイザー）。海外からのベトナムへの投資は今、大きなブームを迎えている。



2. ベトナム開放政策の道のり ~ 整備がすすむ投資のための制度的な枠組み ~

近年のこうした海外からの投資の拡大は、「20年間一貫してベトナム政府によって続けられてきた開放政策」の成果」(ベトナム計画投資省・外国投資庁ター・ディン・シュエン長官)によるところが大きい。

ベトナムにおいては、1945年第2次世界大戦の終戦を迎えて以後も、インドシナ戦争、ベトナム戦争、中越戦争と幾多の困難期を乗り越えた末に、1986年に社会主義に市場経済システムを取り入れるという「ドイモイ政策」が採択される。以後、中国と同様にベトナムの経済は、改革・開放路線へと大きく舵が切られた。

翌1987年には海外からの投資を受け入れるための政府組織として「計画投資庁」が組織され、1988年外国投資法の施行に伴い、海外からの直接投資(Foreign Direct Investment、以下FDI)受け入れを開始する。

以後、順調にFDIは拡大推移し、1990年代半ばには、第1次ベトナム投資ブームを迎える。その後、アジア通貨危機、SARSや鳥インフルエンザなどによる投資の落ち込みを経験するものの、開放政策自体は一貫して続けられた。

国際経済との連携においては1995年にASEAN加盟が認められ、1998年にはAPECへ初参加する。そして2007年1月にWTOへの加盟を果たし、国際経済との連携も強化している。ベトナム政府はまたこの間、外国投資法に5回の法改正を重ね、用意周到な準備をもって2005年には、(ベトナム国内外の投資を同一の基準において認可するという)「統一投資法」を制定する。

2005年に改訂された統一投資法の結果、整備されたベトナムの外資優遇制度の一部をアジア各国の優遇制度と比較して紹介する。

<表 1 ベトナムとアジア各国の外資優遇制度>

| | | 事業所得税(法人税) | | 備考 (設備投資にかかる輸入関税) |
|--------|-------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|
| | | 規程税率 | 優遇税制 | |
| ベトナム | 特別奨励事業以外 特別奨励地域以外 | 事業開始後 12年間 15% その後28% | 3年間免税 7年間半減 | 免税 |
| | 特別奨励事業 特別奨励地域 | 事業開始後 15年間 10% その後28% | 4年間免税 9年間半減 | 免税 |
| 中国 | 外資優遇制度の廃止 2008年1月施行 | 一律25% | 無し | ハイテク企業の場合免税 |
| タイ | 第1ゾーン | 30% | 3年間免税 | 税率10%以上の場合 50%減税 |
| | 第2ゾーン | 30% | 5年間免税 | 税率10%以上の場合 50%減税 |
| | 第3ゾーン | 30% | 8年間免税 | 免税 |
| マレーシア | | 28% | 5年間免税 | 課税 |
| インドネシア | EPTE(保税認可工場) 企業 | 30% | 無し | 免税(輸出型のみ) |
| フィリピン | フィリピン経済区庁 (PEZA)登録企業 | 総所得の5% | 4~8年間免税 | 免税(輸出型のみ) |

)1986年のドイモイ政策の採択以後、実に20年以上、市場経済への開放政策は一貫して続けられている。こうしたベトナムの政治・政策の一貫性、安定性は進出地を選ぶ際の大きなメリットのひとつとして捉えられることが多い。

他のアジア諸国と比べてもベトナムの優遇率の高さが目立つ。「世界の工場」中国では、2008年に外国企業に対する優遇制度が廃止され、優遇制度の面だけを見れば、いまやベトナムはチャイナプラスワンとしての一国ではなく、中国の内陸へ進出するか、あるいはベトナムへ進出するか、チャイナ or ベトナムといった状況にある。長年をかけて積み重ねられたベトナム政府の取り組みの結果、ベトナムの投資環境における制度的な枠組みは条件が整ったといえるであろう。

3. ベトナム政府の行く末 ~地方分権化と国際的な地域間連携の強化~

またベトナム政府は、経済の改革・開放と合わせて、行政組織もまた、改革と海外に向けた開放政策を進めている。

ベトナム内務省地方政府局ゴ・ティ・タム副局長は、日本各地域からの我々、自治体訪問団を前に、こう発言した。「ベトナム政府は2001年～2010年の10年計画で、これまで中央集権であった社会主義的な行政方式を転換し、ベトナムの地方自治体の行政力を強化して、ベトナムの各地域と海外の企業や自治体との直接的な連携強化を、積極的に後押しする。今後、海外からの投資誘致活動もベトナム各地自治体の積極的かつ自主的な取り組みを促したい。」

現在、ベトナムの地方政府の行政機関は、省、県、町村、の3級レベルの行政機関に分かれる。各レベル機関ごとに人民評議会（日本の議会に当たるもの）、人民委員会（日本の行政機関にあたるもの）が設置されている点は、日本と同じであるが、今後10年計画において、町村レベルの人民評議会は廃止し、行政機関のみ設置することにより地方行政機関の権限を強化する方針である。

| |
|--|
| <p style="text-align: center;">ベトナム地方政府の行政機関</p> <p>省レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省の下に、県、省直轄市、市がある。 ・中央政府直轄市の下に、区、県、市がある。 <p>県レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の下に、町、村 ・省直轄市の下に、町、郡、村がある。 <p>村レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の下、町、村、郡は末端機関。 |
|--|

またこの発言を受けて、ベトナム内務省国際協力局ホアン・ズウン副局長は以下のように発言を続けた。「2001年～2010年計画の行政改革プログラムの目的は、これまで上部機関の指示に従うことが中心であった人治主導の国家管理から、法律や制度を基盤にした国家管理方式に改めることにある。公務員、行政機関の能力、権力を強化する代わりに、地方行政の自立や自己責任の意識を高める。今後、ベトナムの各自治体が日本の自治体や企業との自発的に連携を強化、促進することを熱望する。日越両国の関係強化につながる自治体間の友好・連携強化を今後、強く支持したい。」

ベトナム側のこうした積極的、開放的な姿勢を受けて、早くも地域間連携の動きは活発化しており、日本企業の進出とも相まって、ハノイ市－福岡県、ホーチミン市－横浜市・大阪府、ダナン市－川崎市、フエ市－静岡市などの自治体間の連携関係の構築も進み始めている。



4. ベトナムからのラブコール ～日本は最重要の戦略的パートナー～

こうしたベトナム政府高官の発言には、2006年10月のベトナム首相の訪日が背景にある。

グエン・タン・ズン・ベトナム社会主義国首相は、2006年10月首相就任後初の訪問国として日本を訪問し、安部首相（当時）との間において共同宣言「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて」を発表、互いに「戦略的なパートナー」として、二国間の関係を一層拡大し、強化する決意を表明した。

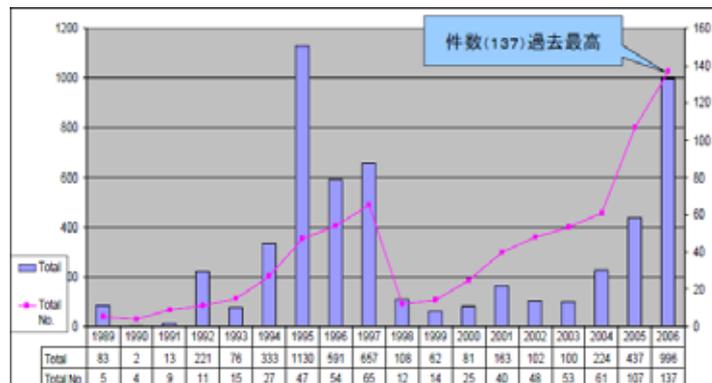
ベトナムが外国政府に対して「戦略的パートナー」という表現を用いることは、社会主義時代のソ連に対して用いた以外では初めてのことであり、日本を最も重要なパートナーとして捉えている姿勢が伺える。

5. 日本企業のベトナムへの進出

ベトナムが日本を「戦略的パートナー」として認めたことには、多くの理由がある。

1992年以後、日本は年間平均で約900億円のODA（政府援助）をベトナムに供与している。またズン首相が訪日した2006年には、対ベトナム援助が1000億円を超えた。この額は海外から対ベトナムに援助される額の約20%を占め、日本はベトナムに対する最大の援助国となっている。

またこの動きに合わせて日本企業のベトナムへの進出も増加している。2006年には海外全体からのベトナムへの投資件数は過去最大を記録したが、これと同様に日本からのベトナム投資件数も過去最大を記録した。2007年はさらに増加し、150件を超えると予想されている（ベトナム計画投資省・外国投資庁市川シニアアドバイザー）。



出典：国際機関日本アセアンセンター

ベトナムへの投資認可額の国別の順位を見ると1位台湾、2位シンガポール、について日本は3位となっている。また認可件数では、1位台湾、2位韓国、に次いでやはり日本は3位となっているが、不動産などを中心に投資権を先行的に取得する、台湾、シンガポール、韓国に対して、実際に工場建設や設備などの形での資本投資による実行額が多いというのが日本からの投資の特徴でもあり、日本型の投資は、ベトナムへの産業に与える好影響といった点でベトナムにおける日本の評価は高い（ベトナム計画投資省・外国投資庁ター・ディン・シュエン長官）。

1998年から2005年までの累計投資額(出所:ベトナム計画投資省)

| 国 | 認可額 | | 実行額 | |
|-----------|------------|--------------|--------------|-----------|
| | 件数 | 額(百万\$) | 額(百万\$) | 比率 |
| 日本 | 600 | 6,290 | 4,669 | 75 |
| シンガポール | 403 | 7,604 | 3,620 | 47.6 |
| 台湾 | 1,404 | 7,936 | 2,939 | 37 |
| 韓国 | 1,031 | 6,219 | 2,586 | 41.6 |
| 香港 | 354 | 3,708 | 1,992 | 53.7 |
| 米国 | 260 | 1,493 | 740 | 49.6 |
| 中国 | 353 | 734 | 182 | 24.8 |
| その他 | 1,531 | 16,727 | 11,243 | 67.2 |
| 合計 | 5,921 | 50,640 | 27,968 | 55.2 |

近年では、基盤の開発整備を伴う大型の企業進出が目立っており、進出企業にも太平洋セメント・三菱マテリアル連合、NTTデータ、キヤノン、ホンダ、味の素、花王、ワコー、三菱自動車、ソニー、トヨタ、富士通、日本電産、日本板硝子、旭硝子等の大手企業が名を連ねている。

こうした実情をふまえ、ベトナムを投資あるいは事業進出の対象として捉え、その投資環境や投資メリットを把握することが必要である。次回は、進出した日系企業の活動状況などをレポートし、ベトナムの投資環境や各企業の活動状況などを報告する。